

○茨城県物資流通調査規則

昭和56年7月23日
茨城県規則第79号

茨城県物資流通調査規則を次のように定める。

茨城県物資流通調査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県物資流通調査(以下「物資流通調査」という。)を、茨城県統計条例(平成20年茨城県条例第45号)第2条第4項に規定する県基幹統計調査として行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(平8規則46・平21規則3・一部改正)

(調査の目的)

第2条 物資流通調査は、茨城県に所在する事業所における製造品及び商品の茨城県と他の都道府県間の取引状況を明らかにすることを目的とする。

(平18規則56・平24規則32・一部改正)

(調査の実施時期等)

第3条 物資流通調査は、昭和56年及び同年から5年目ごとの各年(以下「調査年」という。)の8月において、当該調査年の前年1月1日から12月31日までの1年間について行うものとする。

(調査対象事業所)

第4条 物資流通調査は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに係る事業所のうちから、知事が別に定めるもの(以下「調査対象事業所」という。)について行うものとする。

(1) 大分類E—製造業

(2) 大分類I—卸売業、小売業(細分類5598代理商、仲立業を除く。以下「商業」という。)

(昭61規則49・平8規則46・平18規則56・平21規則3・平24規則32・一部改正)

(調査事項)

第5条 製造業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業所に関する事項

(2) 品目名及び消費税に関する事項

(3) 品目別の自工場生産額、自工場消費額、輸出向出荷額及び国内向出荷額に関する事項

(4) 国内向出荷額については、消費地域別構成比及び業種別構成比に関する事項

(5) 決算期間

2 商業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業所に関する事項

(2) 従業員に関する事項

(3) 品目名及び消費税に関する事項

(4) 品目別販売額に関する事項

(5) 品目別仕入額及び手持額に関する事項

(6) 決算期間
(平18規則56・平24規則32・一部改正)

(調査の方法)

第6条 物資流通調査は、知事が郵送又はインターネットの利用により配付する物資流通調査票(以下「調査票」という。)により行うものとする。

- 2 前項の調査票は、知事が別に定める。
(平24規則32・一部改正)

(報告義務)

第7条 物資流通調査に当たつては、第5条に規定する調査事項について、調査対象事業所を代表し、又は管理する者が報告しなければならない。

(平21規則3・追加)

(調査票の提出)

第8条 調査対象事業所を代表し、又は管理する者は、調査票に所定の事項を記入の上、知事が定める期日までに当該調査票を知事に提出しなければならない。

(平21規則3・旧第7条繰下・一部改正)

(結果の公表)

第9条 知事は、物資流通調査の結果を集計後速やかに公表するものとする。
(平21規則3・旧第8条繰下)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(平24規則32・旧付則・一部改正)
- 2 物資流通調査は、第3条の規定によるもののほか、平成24年8月において、平成23年1月1日から12月31日までの1年間について行うものとする。
(平24規則32・追加)

付 則(昭和61年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。